

関係各位

ロシア連邦に対する輸出入禁止措置に伴う対応について

今般、以下のとおり輸出貿易管理令等の一部が改正されましたのでお知らせいたします。

1. 改正の内容

- ① ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置（164品目を追加）  
「輸出貿易管理令」及び「輸出貿易管理規則及び輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令」を改正し、ロシア向け輸出禁止品目を追加
- ② ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドの輸入禁止措置（新規導入）  
経済産業省告示（輸入公表）を改正し、ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドの輸入に係る禁止措置を導入

2. スケジュール

施行日

- ① 令和6年4月17日（水）  
※ 施行日（4月17日）以降に積載・搭載される輸出貨物から適用対象となります。
- ② 令和6年5月10日（金）  
※ 経過措置として告示の施行前に輸入に係る契約を行い、その契約に基づいて行う輸入貨物については、施行の日から起算して3ヶ月の間（5月10日から8月9日まで）は輸入承認対象（輸入禁止）とはなりません。

◇詳細については、以下の経済産業省ホームページをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240405001/20240405001.html>

◇不正輸出入の懸念等、お気付きの点は問合わせ先まで情報提供をよろしくお願いいたします。

【問合せ先】

東京税関業務部

輸入：通関総括第1部門【手続関係】

電話：03-3599-6337

通関総括第2部門【輸入貿易管理令関係】

電話：03-3599-6338

輸出：通関総括第4部門

電話：03-3599-6341